

近世における小田氏関係史料収集の背景

盛本昌広

近世には各地で数多くの地誌が編纂された。地誌は編纂主体により二種類に分けられ、幕府編纂の『新編武藏国風土記稿』に代表される官撰地誌と民間人編纂による私撰地誌があつた。また、幕府や藩は水戸藩の『大日本史』、江戸幕府の『徳川実紀』に代表されるような歴史書や藩史の編纂を行つた。地誌や歴史書の記述には、基礎史料として古文書や記録の収集が必要であり、幕府や藩は家臣や百姓が所蔵する史料を提出させた。たとえば、水戸藩では地誌『水府志料』の編纂の際に村から文書を書き上げさせていた。

地誌や歴史書編纂の動きは村落レベルでも存在し、名主などの上層民が村の歴史を綴つた旧記や地誌を作成していた。旧記や地誌の編纂が行われた社会的背景に関しては、近年、大友一雄・井上攻・山本英二・岩橋清美氏などによる研究が行われ、村社会に存在する様々な由緒との関係が注目されている。由緒形成の動機には家格の維持や特權の

防衛などがあり、由緒を正当化する偽文書も多く作成されていた。また、村落の特権の根拠や沿革を記した文書は村人に共有される一種の財産となり、それを管理・利用する体制が存在していた。旧記や地誌の作成にあたつては、自家が所蔵する中世文書や近世文書を学習し、さらに他の史料や金石文などの収集も行つていた。

本稿はこうした研究の成果を受けて、近世の常陸国における小田氏関係史料収集の社会的背景を明らかにすることを目的とする。小田氏は頼朝時代の御家人八田知家の時に常陸に定着し、鎌倉時代には守護を歴任し、最終的には戦国大名にまで成長した武士であり、近世には常陸を代表する家の一つと認識されていた。小田氏の本拠地である常陸や隣接する下総では他国以上に、地誌の編纂や古文書の収集が盛んであり、民間の学者が輩出したことで知られている。^②

常陸の民間学者としては、本稿で扱う長島尉信や色川三中が有名である⁽³⁾。また、下総国では史料集『安得虎子』や地誌『常陸国郡郷考』『常陸誌料』の編纂を行った潮来の宮本水雲、『下総国旧事考』を編纂した佐原の清宮秀堅などが知られ、彼らは相互に交流を行っていた⁽⁴⁾。

本稿では長島尉信や色川三中が行っていた小田氏関係史料収集活動に焦点をあて、その活動の背景を考えていく。

両者の収集活動は近世の小田氏の活動や小田氏に関する由緒を獲得しようとする小田旧臣・寺社などの動向とも密接な関係がある⁽⁵⁾。この点も考慮して、両者の収集活動に多角的な分析を加え、その背景を明らかにしていこう。

1 『小田事績』と近世小田氏の活動

長島尉信は天明元年（一七八一）常陸国小田村に生まれ、一時期には小田村の名主を務めたが事情により辞任して、

以後農政研究に専念し、農政学者として有名となつた。天保十年（一八三九）、その名声を聞いた水戸藩に招かれて領内の検地などに従事した。これに対して、土浦藩は領内の人々を水戸藩に引き抜かれたことを快く思わず、天保十三年に尉信を召し抱え、藩政に参加させた。

尉信は農政研究以外にも小田村を中心とした地域の歴史

の研究にも力を注ぎ、『邑正便覽』の一部として『小田事績』を著した。『小田事績』は小田村に本拠を構えた小田氏の歴史を記したもので、上巻は頼朝時代の御家人八田知家から中世最後の小田氏治に至る代々の事績を記している。下巻は小田氏に伝わる記録によつて戦国時代の小田氏の幕下に属した人を列挙した後に、近世の小田氏の動向を詳細に記している。

『小田事績』は文政七年（一八二四）十一月に尉信のもとに届いた小田朝益の書状で終わり、本文中に「今文政七年迄凡六百五十一年に成ル」「自享徳四年今至文政八年凡三百七十六年」とあるので、文政七・八年に書かれたと推測される⁽⁶⁾。一方、最初と最後には文政十二・十三年に追加された部分もある。この『小田事績』の記述から尉信の小田氏関係史料の収集活動、近世の小田氏や小田旧臣の活動などを判明する。

中世最後の小田家当主氏治は佐竹氏によつて本城小田城を追われて各地を流浪するが、結城秀康に招かれ、関ヶ原合戦後には秀康に従つて越前へ移り、慶長六年（一六〇一）に死去した。氏治の嫡子彦太郎守治は越前松平氏に仕え、慶長十五年（一六一〇）に死去した。守治の子永寿丸経治も父同様に越前松平氏に仕えていたが、寛永元年（一六二四）に松平忠直が改易された折に浪人し、最後は父祖の故

近世における小田氏関係史料収集の背景（盛本）

郷である常陸を訪れ、正保年中（一六四四～八）に下總国木間ヶ瀬村で死去したという。

一七世紀後半頃に小田善治が発給した官途書が小田氏旧領に残されている。たとえば、「茨城新治信太筑波散在文書」には「山ノ莊小野村小神野弥兵衛家」所蔵の次のような官途書が収録されている。

官途依所望ニ、

任先例被成也

小田

三月吉日 善治（花押）

宛名は写されていないが、小神野氏に与えたものと思われる。小神野家は戦国時代の小田氏の幕下を列挙した『小田家風記』⁽⁸⁾を所蔵し、同書には甲山館主小神野越前守の名が記されている。また、『小田事績』下巻冒頭の「小田家ノ幕下ノ事」には「鹿島甲山館ニ 小神野越前守」とある。

小神野家には氏治（天庵）が戦功に報いるために越前守の受領を与えた次の文書も所有されていた。

雖不始儀候、今日も於眼前ニ、敵討候之動神妙候、依之、受領成之候也、

十一月四日

天庵（花押）

小神野越前守殿

この「茨城新治信太筑波散在文書」は尉信と色川三中と共に所蔵していた。⁽¹⁰⁾ 内容は微妙に異なるが、尉信が編纂したものと、三中が筆写して一部に新しい史料や注記を付け加えたものと見られる。尉信所有のものに附されている注記は「小田事績」の記述内容と符合しているものが多く見られ、尉信自身が記したことは間違いない。善治の系譜に関する尉信は次のような注記を加えている。⁽¹¹⁾

小田天庵八世右兵衛朝益ニ善治カコトヲ問フ、朝益答

ニ小田氏藤沢没落ノトキ、孕婦アリ、藤沢来栖氏ニ隠忍テ産タル子ハ守治力子、後ニ永寿丸経治越前ヲ去リ故郷常陸ニ來ルヨツテ、小田ノ辺民經治力官途ヲ受ルモノ多シ、經治常陸ニテ誕ケタル子ヲ伊織善治ト号、經治ハ正保中下総倉常村ニテ死ス、善治ハ延宝中出雲ノ松平出羽守殿へ出テ仕フ、此トキノ道中駄賃帳高岡村林氏ニ伝フ

善治の系譜は尉信にも最初は不明で、『小田事績』下の最初の部分では氏治の妾腹とする説を紹介している。しかし、小田氏の子孫朝益と対面した折に善治の系譜を質問し、その結果、善治が経治が常陸で設けた子で、延宝年間に松江藩に仕えた人物であることが判明した。延宝五年（一六七七）に善治は松江へ行き、その際には高岡村の林喜右衛門が供をしたが、林家にはこの時に善治の子時則が林喜右衛門

門に与えた官途書が残されている。⁽¹²⁾ 時則は『小田本宗支族系図』によれば守治の孫で、松江藩松平家に仕えていた人物である。⁽¹³⁾ また、同家には善治発給の林五郎右衛門宛の官途書や書状もある。

小神野氏と同様に沼尻家（筑波郡金田村居住）にも天庵（氏治）と善治が外記の官途書を与えた官途書がセットになって残されている。沼尻氏は天庵の時のように、善治にも外記の官途書を望み、その結果官途書が与えられたのだろう。『小田事績』下巻の冒頭には「金田ニ沼尻又五郎」とあり、沼尻家も小神野家同様に小田旧臣として位置づけられていた。また、同家には善治が金田次郎左衛門に与えた官途書も所蔵されていて、何らかの理由で金田家の文書が沼尻家へ移つたものと思われる。

他にも同様の官途書が小田旧領には存在し、善治が飯島治郎左衛門に与えたもの⁽¹⁴⁾、子時則が延宝二年（一六七四）四月に下大島村の飯竹孫左衛門に与えたものがある。⁽¹⁵⁾ これらの官途書は善治や時則が常陸にいた時に発給されたものと思われ、なおも小田氏が旧領主として権威を持つていたことを示している。

このように、近世に到つても小田氏の子孫である経治・善治・時則は戦国時代に小田家臣であった人々の希望に答えて官途書を発給していた。戦国時代に小田氏の軍勢催促

に応じ、戦功として感状や官途書を与えた村落の上層民は、侍身分となり一般の百姓とは区別される存在となつた。彼らは日常的には農業などに従事した点では他の百姓と変わらなかつたが、小田氏と関係を持つことが他の百姓との差別化につながつた。

しかし、小田氏滅亡後には一部は他の領主に仕官したものの、多くは帰農して百姓身分に固定され、他の百姓と異なることを主張する機会を失つた。だが、実際にはなおも侍身分への指向性を持ち、旧領主から官途書を受けることで侍身分としての保証を得て、村落内での権威の維持や他の百姓との差別化を目指していた。一方、小田氏は浪人身份に転落していたが、家の再興を希求し続け、旧臣に官途書を発給することで影響力を維持しようとしていた。

このような旧臣・旧領主双方の利害の一致により、近世にも官途書の発給が継続していた。小神野・沼尻家にとつて、天庵と善治の官途書をセットとして所蔵することは、その系譜が中世から近世に連続するもので、自家が侍身分の家であることを示すものであり、こうした文書の持つ機能によつて官途書は大切に保存されたのであろう。小神野家が所有していた『小田家風記』も自家が小田氏家臣であることを示すものとして、官途書同様の機能があつたと思われる。

近世における小田氏関係史料収集の背景（盛本）

近世中期以降、小田氏の子孫の活動は新たな展開を見せていく。経治の子条太郎吉治は江戸に住み、享保年間の江戸浪人改の際に「常陸国信太庄小田城主小田讚岐守四代 小田条太郎吉治」と記した書上を差し出していて、浪人身分となつても小田城主の末裔としての誇りを持っていたことが窺われる。そして、吉治は享保年間に実際に常陸国を訪れ、百姓からの聞書を記した旅日記を書き、小田城図を作成している。小田城図は小田城主としてのアイデンティティを保つために必要な史料として収集したもので、小田氏による主体的な史料収集活動も行われるに到る。

吉治の子東太郎義久も江戸に住み、寛延三年（一七五〇）には高岡法雲寺で行われた氏治の百五十年忌に参列し、その際に旅日記を残した。法雲寺は高岡村にある臨済宗寺院で、小田孝朝が旦那として主持の保証を行つた書状や成治が南野庄神立郷白鳥村を寄進した文書を所有し、小田氏と縁が深い寺院であった。⁽¹⁾近世中期以降には旧領主の年忌が菩提寺で盛大に行われ、旧臣たちが結集したことが知られているが、この時に小田氏の旧臣も法雲寺に集まつたと思われる。⁽²⁾義久は宝曆年間にも常陸を訪ねて旅日記を記したが、天明四年（一七八四）に死去した。

吉治・義久は常陸訪問の際に、百姓から聞き取つた雑説によつて、先に述べた小田氏家臣注文に書き加えを行つた。

この行為は家臣注文の掲載者を水増しすることになつたが、小田氏旧臣を称する人々が多数小田周辺に存在していたことを示している。そして、旧領主の来訪を契機に、旧臣を称する人々との結びつきが再現され、積極的に旧領主との接触を図る人物も現れていた。『小田事績』には藤沢村の天貝久右衛門が江戸居住の吉治の庶子成朝を訪ね、小田旧臣であることを認めた文書を与えられ、同村松岳寺で氏治の追善供養を行うことを依頼されたことが書かれている。久右衛門は自家が小田旧臣の家という由緒を新たに作り上げようとして、成朝に接近したのではないだろうか。

こうした小田氏の子孫の活動は最終的には尉信の史料収集活動と接点を持つことになる。義久の子八郎知美も江戸に住んだが、自立が困難になつた末に服部家の客分となり、寛政九年（一七九七）に病死した。その子朝益は服部家の客分であることを恥じ、常陸に下つて旧臣の合力を得て自立しようと図り、まず、文政三年（一八二〇）に妻の縁者伊藤氏を常陸に向かわせ、翌年四月に常陸に下り、尉信と対面した。

尉信は朝益から小田家所蔵の史料を見せてもらつていて、当時の小田家が集積していく史料が判明する。その内容は①中世の小田氏の遺品、②近世の小田氏の遺品、③近世における別系の小田氏や他氏との交流、に大きく分けられる。

①には孝朝の自筆文書や弘安二年（一二七九）の文書の写、知家の名が記されている建久七年（一一九六）四月の摩利支天菩薩名号、知家の髪に入っていた銅像観音、兜につけていた八幡大菩薩の銅像があった。孝朝は南北朝期の人なので、弘安二年の文書は年代があわず、明らかに偽文書である。また、知家の遺品も真偽は定かではないが、これらの先祖の遺品の所有は小田家嫡流としての由緒を示すもので、最も重要性の高いものであった。他には系図・家譜・感状も所蔵しているが、これらも同様の機能を持つていた。

②は先に述べた吉治や義久の旅日記、吉治が写した小田古城図であるが、近世にも旧領や旧臣との関係が継続していることを示し、領主としての小田家を自己確認せるものであった。③は小田家にも様々な系統があり、その間で交流が行われたことを示している。⁽²²⁾

この尉信と朝益の接觸は両者が行っていた史料収集活動を互いに補強するものであった。尉信は朝益から小田家に伝わる由緒を聞きとり、新たな情報を獲得できた。また、朝益が派遣した伊藤氏は尉信と会い、土浦城内にある鐘の「建永 筑後入道尊念」の銘がある部分の拓本と「三村山」「清冷」と刻まれている瓦を与えられ、朝益は先祖に関する史料を得ることになった。

この鐘銘には他に「鑄頭極樂寺鐘」の文字もあり、この

部分の拓本は尉信の元に残された。尉信所有の系図には知家に「号極樂寺法名尊念」の注記があり、筑後入道尊念とは知家のことである。知家の事績を実証する史料を伊藤氏に送ったのは、小田氏の子孫朝益に対する敬意を示している。

『小田事績』は最後に追加として、文政十二年（一八二一九）の記事を載せている。この年の十一月十三日に朝益の弟参造は兄の命により、旧臣と共に高岡法雲寺で氏治二百年忌を行つたが、その前日に尉信は高岡へ行く途中の下妻の沼尻藤右衛門と会つた。この記事から沼尻氏のような小田旧臣が氏治二百年忌に集まつたことがわかり、百五十年忌の時よりもさらに盛大な儀式が行われたと思われる。尉信は沼尻氏に尼寺の古瓦（尼寺は地名で、極樂寺があつた所）と小田に残る結界石に刻まれた「三村山不殺生界」の拓本を送り、小田氏への寸志とした。小田氏関係史料の収集は小田氏の菩提を弔う役割も果たしたのである。

こうした収集活動は翌文政十三年に新たな発見を生んだ。この発見に関して、『小田事績』の最初の部分に「尉信此便覽ヲ輯メタルハ、此六年前也、（中略）文政十三庚寅年二月九日、天氣清和ナルニ乘シ、三村山ノ旧址ヨリ山途ノ方ニ登リ樵ヲ採リテ還ルニ、不図モ壊瓦一片ヲ拾ヒ得タリ、之ヲ見ルニ、樂寺ノ二字アリ、（以下略）」と記されている。

近世における小田氏関係史料収集の背景（盛本）

この「樂寺」と刻まれた瓦と土浦城内の鐘銘から、尉信は極楽寺は知家によって三村の地に作られ、その鐘が土浦城に移されたと推測した。

この発見を尉信は、「拾フ所ノ樂寺ノアル瓦、古来、未得タル者アルヲ聞ス、実ニ小田ノ事績ヲ探ル愚志ヲ小田家ノ靈、憐ンテ、吾ニ与ヘシモノカ」と記し、小田家の靈が尉信の史料収集に手を貸したと認識している。尉信の史料収集への熱念は新たな発見を生み、現在も行われている小田氏や三村山極楽寺を中心とする律宗の研究に大いに寄与している。

2 長島尉信の史料収集

『小田事績』には小田氏に関する文書の写しなど、多くの史料が引用されているが、これらの史料を長島尉信はどういうにして収集したのだろうか。尉信は近隣の中世史料所蔵者を訪ねて、古文書を写し取っている。たとえば、田中村山王神社の神主長田氏所蔵文書の写が『小田事績』に掲載されているが、これは長田氏が頼朝の御書を所蔵していると聞き、懇願して見せてもらつたもので、この際に他の所蔵文書を写したと思われる。⁽²⁾長田氏が頼朝の御書と称する文書は次のようなものである。

右、於彼所者、為神主重持計、而社人等中可令配分、而可令御祈祷精誠者也、仍為後代之状如件、
元中十八年辛巳正月廿八日

源朝臣（花押）

神主一条長田兵衛大夫源重持

この文書は前欠で、文言を素直に読めば源朝臣がある場所を寄進し、神主長田重持に寄進地の社人への配分と祈祷を命じたものであるが、勿論、頼朝の文書ではあり得ない。しかも、明徳三年・元中九年（一二九二）に南北朝は合一していて、元中十八年の年号の使用自体が疑問であり、この文書は何らかの目的で作られたことは確実である。しかし、尉信は南朝方の忠義の公卿が何かを願い、山王宮に寄進を行つたものなので、北朝年号を使用せず、南朝の最後の年号を使用し続けたと解釈している。この解釈は当時の国学者が信奉していた南朝正統史觀によつたもので、文書の真偽に対する判断を曇らせる結果となつた。

『小田事績』には他に①応永三年（一四二六）五月に梵方が田中庄惣社に大般若経読誦料所として分錢十貫文を寄進した証文、②正長元年（一四二八）一二月の理恵が田中郷三反を惣社へ寄進した証文、③永享七年（一四三五）四月に某が田中庄惣社に大般若経読誦料所として年貢十貫文を寄進した証文、④明応五年（一四九六）九月の小田成治

寄進状、⑤永禄三年（一五六〇）八月に小田氏治が田中山王宮へ大黒面を寄進した証文、⑥永禄六年（一五六三）七月の信太治房・福田俊幹連署状が收められている。

④は成治が山王神社に大般若田を「先規」に任せて寄進したもの、⑥は小田家臣の信太・福田氏が恐らく小田氏治の意思を受けて、天役の免除を認めたもので、小田氏の事績の一端が明らかになった点で成果があつた。一方、①、③の三通の文書に関して、尉信は小田氏が発給した明証はないが、やはり小田家の寄進によるものという苦しい解釈をしている。この六通は小田氏に関わる文書として、『小田事績』に収録したが、他にも天正十八年の豊臣秀吉禁制など六通も尉信は写して、「田中庄惣社文書」としてまとめている。⁽²⁵⁾

これらの文書は近世において死蔵されていたわけではなく、元中十八年の文書も含めて一定の機能を果たしていた。この点に関しては次の史料が参考になる。

常陸新針郡三拾三郷惣社山王社領之事

一於山王宮内裏為御祈禱四節二大般若転説之免田年貢
拾貢文之所再社主江田三反被下候、證文御座候事、
一從願朝様山王宮江社領被下候、證文御座候事、
一小田殿より山王宮江為大黒免田地拾貢文之所被下候
證文御座候事、

右数通之證文御座候、松平安房守様田中御知行被成候時分、八拾石之所被下候、永代之儀爾御座候条、殿様より御添狀被遊被下之御朱印頂戴申度御座候、以上

慶安二年丑六月二日

常陸田中村
主膳大夫（印）

堀越中様内

吉村兵右衛門⁽²⁶⁾

山王神社は土浦藩主松平安房守（信吉）から八十石を与えられていた。信吉は慶長九年（一六〇四）に父信一の後を継ぎ、元和三年（一六一七）に上野国高崎に転封されているので、恐らく代替わり直後の慶長九年頃に社領が充行われたのであろう。そして、慶安二年（一六四九）に山王神社の神主主膳太夫が堀越中守の家臣に信吉の充行を根拠にして、社領安堵の朱印状の下賜を嘆願したのが、この文書である。

最初の一つ書きは①③④文書における大般若田の寄進、②の田三反の寄進を踏まえたものだが、原文書には大般若転説の目的は書かれていないのにもかかわらず、内裏への御祈禱と読み変えられている。①文書では正月一日・五月一日・九月一日・十一月一日の年四回の祈禱が命じられていて、これを「四節」の祈禱と表現している。山王神社で

近世における小田氏関係史料収集の背景（盛本）

は実際に年四回の祈禱が行わっていたのであろう。②の田三反は原文書では山王社への寄進であるが、文書の宛先が田中楠宜殿であることから、社主への寄進と解釈している。次の一つ書きは元中十八年の文書の差出者である源朝臣を頼朝と解釈したもので、この文書は既に慶安二年以前に存在していたことになる。三つめは⑤文書の小田氏治の大黒免の寄進を踏まえたものである。

このように、山王神社の神主は中世文書を駆使して、社領が頼朝の寄進に始まり、内裏への祈禱を行うために免田も寄進され、小田氏からも社領が寄進されたという由緒を作り上げた。そして、近世初頭に松平氏から社領八十石を永代安堵されたことを述べて、中世以来の社領の保持を新たな領主である堀氏にアピールした。

神主は中世文書を読み込んで、一定の潤色を加えた上で神社の由緒を形成していたが、由緒を自らに都合が良い方向へ持っていく傾向も存在した。山王社への寄進を社主への寄進とすることは、社領の私物化とも言えるが、その根拠は中世文書に基づいている。また、頼朝の御書と称する文書の宛先が神主一條長田兵衛大夫源重持となっているのは、中世以来、長田氏が山王神社の神主であつたことを主張するものである。この点を考慮すれば、この文書は慶安二年以前に長田氏が作成したのではないだろうか。こうし

た由緒は近世後期まで伝えられ、尉信に文書調査を行わせる契機ともなった。

このような小田氏に関する由緒は寺院にも存在し、尉信は幾つかの寺を訪ねて、調査を行つてゐる。南北朝期に活躍した小田孝朝は宝昌院殿と号され、牛渡戸村宝昌院が菩提寺とされていた。そこで、尉信は実際に宝昌寺を訪ねて、寺の由来を聞き取つてゐる。『小田事績』では宝昌寺所蔵の小田系図を引用しているが、この調査の成果によるものだろう。

藤沢村の法見寺には三人の小田氏の肖像画があつた。一枚は治久と伝え、他の二枚には政治と氏治の肖像画であることを示す讚がある。『小田事績』には二つの讚が写され、政治の讚に関しては「上ニ讚アリ、雨ノモリニテ文字ヲ腐損シ読得サル所アリ」と書かれているので、尉信自身が調査を行つていたことがわかる。また、『小田事績』には孝朝の子治朝の法号は源統海藏寺で、小田家では沖宿村（土浦市）海藏寺を治朝の菩提寺と伝えていたとあるが、この記述の直後に尉信が沖宿村神宮寺所蔵の大般若経を土浦藩士と共に調査したことが書かれている。調査の際には同じ村にある海藏寺を訪ねたと思われるが、あまり成果がなかつたのか海藏寺に関する記述はない。他に戸崎村松学寺所蔵の二種類の小田系図に関する記述もある。このように、小

田旧領の寺には小田氏に関わる遺跡・寺宝・系図が多く存在していた。

上大島（つくば市）の善照寺には「常陸國土浦田宿蓮光山等覺寺同國筑波郡田中庄大島峰光山清姓院善照寺両寺俗性系図」と題される小田系図が所蔵されている。⁽²²⁾ 等覺寺（土浦市）と善照寺は共に浄土真宗寺院である。この系図は八田知家の八男が親鸞の弟子となつて了信を名乗り、両寺を開いたとし、戦国時代には小田政治の末男で氏治の養子となつた治算が等覺寺で出家して慶円を名乗り、慶長十年（一六〇五）に田宿の地に等覺寺を移したとする。

この系図は寺院の初祖を小田氏の初祖である八田知家に結びつけ、さらに中近世移行期において重要な役割を果たした慶円を小田氏出身とし、二重に小田氏との由緒を強調している。両寺院の開山期と転換期における住持を共に小田氏出身とすることは、真偽は別として、寺の興隆に小田氏が果たした役割の大きさを強調するものである。この系図には知家から経治に至る小田氏本宗の系譜も記され、両寺院と小田氏の一体性を暗に主張している。

寺院側による旧領主に関する由緒の形成には様々な方法があつたが、系図の作成・所有も有効な手段であった。寺院は領主の菩提を弔い、位牌や墓を管理することで、必然的に系譜を把握する役割を果たし、それに伴い系図を作成・

所有することになった。そして、系図の所有 자체が領主との由緒を示す証拠ともされたのである。

このように尉信は小田氏関係史料を収集するために、各地を回つて古文書や系図を写し、神社や寺の由来の聞き取りをしていた。⁽²³⁾ 神社や寺では所蔵史料を小田氏との由緒の根拠に利用していく、尉信の史料収集は寺社における由緒の形成が基盤となっていたのである。

さて、尉信自身による史料収集には当然ながら限界があり、他の人から史料の提供や史料の存在に関する情報を得ることが必要であった。尉信の史料収集に協力した人物としては彰考館に勤めていた水戸藩士市毛幹規が知られている。尉信の所蔵本の奥書には「以市毛幹規尉信写」という記載が散見し、幹規は自分の所蔵する史料を尉信に送っていた。⁽²⁴⁾ 幹規は『常陸事績考』という地誌を著しているが、その中で尉信の『邑正便覽』を引用して、小田氏に関する考察を行っている。

この著書には尉信の疑問に答えて、幹規が小田氏に関する調査を行つた記述も見られる。尉信は常陸國多珂郡山小屋村の禪源寺は八田知家の八男筑波為氏の開基で、以前は筑波にあつたが、元龜・天正の頃に移され、寺には筑波から運んだ鐘や本尊薬師の厨子の中に移転の由來を記した文書があると聞いていることを幹規に書き送つた。この情報

近世における小田氏関係史料収集の背景（盛本）

を得た幹規は天保五年（一八三四）春に禪源寺を訪ねて、住持に寺の由来や寺宝の有無を聞き質したが、残念ながら成果はなかった。この探索の結果は当然ながら尉信に知られたはずである。尉信の小田氏関係史料収集の情熱に幹規が答えた形で、現地調査が行われ、不確かな情報の真偽が明らかにされた。

幹規は天保六年（一八三五）三月に小田周辺を訪ね、尉信の案内を受けて小田氏関係の旧蹟を回り、その際の探訪記『常南遊記』を著した。⁽³⁵⁾ これには小田周辺の様子などが詳細に記されているが、特に地名・石造物・伝説などに留意している点が注目される。古文書や記録以外にも目を向けているのは、近世後期の歴史家や地誌編纂者の特徴とも言え、尉信や幹規の史料収集の姿勢を示している。また、尉信の見解や調査も随所に引用され、その成果が共有されていたのである。

尉信による小田氏関係史料収集は交流者の間で知られていて、鹿島神社の神官北条時隣からは永正十六年（一五一九）三月の小田政治判物の写しが送ってきた。この文書は政治が鹿島神社領の大枝郷内の給人の乱妨を禁止したもので、現在も鹿島神社に所蔵され、『茨城県史料 中世I』では鹿島神宮文書八七号として紹介されている。両地誌時隣は鹿島神社の境内にある神社や遺跡の沿革などを記

した『鹿島志』の作者として知られている。『鹿島志』は文政六年（一八二三）に出版され、尉信も所蔵していた。⁽³⁶⁾ 当時、神官の多くは国学を学んでいて、有名な国学者も多い。国学は事物の根源を究めようとする學問であり、神官には神社の歴史的根源を明らかにしようとする指向性が存在し、『鹿島志』も国学の理念に基づいて著述されたのであろう。神社の歴史的根源を知るには、神社や神官家に所蔵されている古文書は重要な史料であり、時隣は鹿島神社に伝わる文書を解読・整理していく、その中に小田政治が発給した文書が存在していることを知り、尉信に送つたものと思われる。国学という學問の持つ実証性が神官に中世文書の調査を行わせる契機となり、国学者間のネットワークを通じて、從来は外部に知られていなかつた文書が尉信に伝えられ、小田氏関係史料の収集に寄与したと言えよう。

神官による地誌の編纂や古文書の整理は下総国の香取神社でも行われ、香取神社の神官小林重規は天保四年（一八三三）に『香取志』を刊行した。これらの地誌は後発の地誌にも影響を与え、『利根川図志』では記述にあたって参考にした地誌として『鹿島志』『香取志』を挙げ、鹿島大神宮に関しては「委しき事は鹿島志に詳かなれば略す」、香取大神宮に関しては「事は香取志に詳かなれば略之」と記し、両地誌の記述に付け加えることはないとしている。両地誌

は共に出版され、当時盛んであった鹿島・香取詣のガイドとしても利用されると同時に、地域史研究者や地誌編纂者にも所有され、その著作の参考史料ともなつてゐた。⁽³⁵⁾

3 色川三中の小田・菅谷氏関係史料収集

長島尉信は自分の住む小田村の旧領主であつた小田氏に関する史料を精力的に集めていた。この活動は村を地域の主体と位置づけて、その歴史を明らかにしようとする指向性に基づいていた。こうした指向性を持つ人々による地誌の編纂・村の旧記の作成・史料収集は各地で行われていた。

尉信と親交があつた色川三中もその一人である。三中は土浦町で薬種問屋と醤油問屋を営む商人で、尉信同様に田制史研究を終生の課題とし、検地などの土地制度に関するものを中心に多くの古文書や記録を収集していた。尉信からは土浦町東崎の文禄四年（一五九五）の検地帳を写して、『続常陸遺文』に収録している。また、水戸藩の石川桃溪が編纂した『古文書抄 田制部』を天保十四年（一八四三）十月に筆写している。桃溪は彰考館に勤め、名は久徳、箕水とも号し、『水府系纂』『東藩文獻志』の編纂に従事し、『箕水漫録』『水府地名考』『税法私考』などを著す一方で、田制関係史料を収集して『古文書抄 田制部』としてまとめ

ていた。

一方、三中は未完に終わった中山信名の『新編 常陸國誌』の完成を目指し、常陸関係の史料も積極的に収集し、『常總遺文』『続常陸遺文』『下總遺文』を編纂した。⁽³⁶⁾ この史料収集は田制史研究の基礎史料ともなり、『常總遺文』には天正十九年（一五九一）十一月の下總国香取郡千田庄の検地帳などが収録され、朱字で田の面積の単位に関する注記が加えられていて、三中の主要な関心の所在を示している。

三中は田制史・地域史以外にも別の関心を持ち、その関心の所在は三中が編纂した文書集「神龍寺并色川文書」に端的に現れている。この文書に関しては、既に山沢学氏によつて検討が加えられ、三中には色川家が小田氏臣であつたという由緒に関するこだわりが存在し、それが編纂の動機の一つであつたことが明らかにされている。⁽³⁷⁾ この指摘を受けて、本章では三中による小田氏関係史料の収集に焦点をあてて、色川家と小田氏との関係を考えてみたい。

「神龍寺并色川文書」には「色川系図」が収録され、代々の色川氏に小田家との関係が注記に加えられている。初代の晴義（色川小文治）は康暦年中に起きた小山義政の乱の際に、下野国で初めて小田孝朝に召し出され、戦功を挙げて感状をもらつたとする。二代目の晴元は永享年中に小田持家から内匠、三代目の晴継は小田朝久から大膳の官途を

近世における小田氏関係史料収集の背景（盛本）

与えられた。四代目の晴近は小田成治に属して戦功を挙げた。五代目兼近・六代目兼元は信太氏と相組となり、騎馬役を勤め、七代目の晴綱は小田天庵・守治に属したが、天正年中に小田氏の滅亡後、浪牢の身となつたといふ。以後の系図は三中の父英恵まで書き継がれている。

この系図には小田家から官途や感状が与えられたことを根拠として、色川家が小田氏の家臣であったことを主張する意図が含まれていた。しかし、色川家には小神野家や沼尻家と異なり官途状は残されず、実際に小田家の家臣であつたかは疑問が多いが、眞偽は別として系図の作成は小田家旧臣としての意識を養うことに寄与したと思われる。主家の滅亡により色川氏が浪人となり、近世には色川家と小田氏との交流は一旦は絶えたが、旧臣としての意識は継続していた。

そうした時に、先述した小田氏の子孫の活動が色川家にも及び、三中の六代前の徳右衛門武英の時に小田義久との接触が行われた。「神龍寺井色川文書」には徳右衛門が義久に出した次のような書状が残され、徳右衛門の自家に関する意識が窺われる。

愚管致啓上候、先以色川・安立両家之儀、古来小田家御幕下ニ相勤申候所ニ天正兵乱已後、皆々離散仕、民

間ニ打暮、漸々子葉相続、只今其名耳ニ而罷在候、然ニ此度不思議之明節到来、両家之名系御吟味被下候所ニ弥以相違之儀、無御座候旨被仰下、千万恭候儀奉存候、猶更向後之者共、由緒取失不申候様ニ可為致候早速遂參得貴顔、謝礼可申上所々拙子當分病苦引請申候間、不能其儀、乍慮外馳愚筆、御側中迄心緒申上候、恐惶謹言

初冬廿三日

江戸米沢町二而

小田東太郎様

御側衆中

色川徳右衛門

色川家は小田氏滅亡後は民間に埋没し、侍身分としての過去が失われてしまった。⁴⁴ところが、小田氏の子孫義久によって小田家旧臣であったことを改めて保証され、侍身分としての由緒を回復することができた。この意識は先述したような百姓身分でありながら旧領主からの官途書を望んだ人々と同様である。小田旧臣としての由緒は旧臣意識を持つのみでは不十分で、旧主と接触して旧臣であることの保証を得る必要があった。「猶更向後之者共、由緒取失不申候様ニ可為致候」の表現は子々孫々に至るまで小田旧臣としての由緒を伝えることを望んだもので、この願望が三中

の意識をも規定していたと思われる。

この徳右衛門の書状に対する義久の返書も「神龍寺并色川文書」に収録されている。これには「色川・安立両家古來之義、今度和尚を以相尋候處、当家之留ニ有之所写遣候」とあり、義久は所有していた記録から抜書して、両家が旧臣であることを保証した。この記録は小田朝益が所有していた家臣団注文にあたると思われるが、尉信が戦国時代の小田氏家臣の実態を示すものとして、『小田事績』に抜粋した部分には色川氏の名は見えず、義久は徳右衛門の依頼に応じ、実際には記載がなくとも旧臣としての保証を与えた可能性が高い。いずれにせよ、徳右衛門にとつては小田旧臣としての保証を得たメリットは大きかった。

義久は、「高岡法雲寺へ可罷越存候間、其節立寄対面可申候也」とも述べ、法雲寺で行われた氏治の百五十年忌への参列が示唆されている。旧領を訪れた折に旧臣と対面して、主従関係を確認しようとする指向性が窺われるが、この時に両者が実際に対面したかは明らかではない。

こうして徳右衛門の時に色川家の小田旧臣としての由緒が再確認された。三中にも由緒に関する意識は受け継がれ、その結果として小田氏に関する史料収集が行われたと思われる。明治時代の色川家には二種類の小田系図が存在したが、これは三中が収集したものである。その一つは『小田本宗支族系図』と呼ばれる系図であつた。

三中が尉信に充てた書状には「小田系図と桜雲記」とハ、いまた留置候間」とあり、尉信から小田系図を借りていたことが判明する⁽⁴⁵⁾。この小田系図は『小田本宗支族系図』にあたる可能性が高く、尉信から借りた小田系図は返却されず、そのまま色川家に伝えられたと考えられる。このことは三中が小田氏の専門家である尉信から史料の教示を受けたことを示している⁽⁴⁶⁾。

「神龍寺并色川文書」の編纂には色川家の菩提寺である神龍寺の由緒を明らかにする目的もあった。この文書には神龍寺の記録が引用され、享禄三年（一五三〇）の創立開基が菅谷左衛門入道全久と記されている。しかし、三中は開基・開山共に明確に示す史料がなく不明としている。その代わりに、この文書集の冒頭には神龍寺所蔵の最古の史料として、辰年十一月九日付の菅谷左衛門入道全久の寄進状を収録している。この寄進状は神龍寺に高津・真鍋・青宿郷（すべて土浦市）の年貢を寄進したもので、史料に基づいて歴史的事実を実証する姿勢をとつた三中にとつては神龍寺の由緒を知る基本史料であつた。

近世における小田氏関係史料収集の背景（盛本）

菅谷氏は勝貞・政貞・範政と続き、土浦・戸崎・完倉城に割拠していた。本来は小田氏の旗下に属していたが、永禄十三年（一五七〇）の小田城⁽⁴⁹⁾陥落による小田氏の没落後は自立した地域権力に発展した。

菅谷氏は小田氏の旗下にあった点で色川家と同様の存在であり、しかも色川家の菩提寺神龍寺を興隆し、三中の住む土浦に本格的な城を築いて、土浦の源泉を作った領主であるという点で、三中は深い関心を持つていたと思われる。寄進状の次には、神龍寺にある菅谷氏の位牌を記し、その人物に注記を加えている。これは菅谷氏に対する三中の関心の現れである。⁽⁵⁰⁾

三中は尉信から『茨城新治信太筑波散在文書』を写したが、その中に収録されている真言宗寺院法泉寺（土浦市大岩田）文書を改めて調査している。この文書には次のような菅谷全久の書状が含まれている。

今度屋形様、就御在城貴寺之事、秘仏秘尊等有之上、当城堅固之為祈念自前代之御寺領者勿論之儀、高野山祐玉聖御大師毎月為御影供料寄進之地形、永代不可有違候、為後日一筆如期候、恐々敬白

八月廿一日

菅谷摂津守入道

全久（花押）

「本書モナホ
ウツシナリ」

「土浦神龍寺菅谷
摂津入道寄付状書
嘉永五三十八比較
仮相同候別冊ニ写アリ」

岩田

法泉寺 参

（花押）

内容は全久が氏治の意思を受けて、屋形様（小田氏治）が籠城するので祈祷料として、従来からの寺領に加えて、祐玉聖御大師の御影供料を寄進することを述べたものである。法泉寺文書には大岩田郷内の武石村にある常楽寺を祐玉に貸し与え、法泉寺へ御影料の寄進を行うことを述べた同日付の祐玉充の全久書状もある。この書状によれば、祐玉は法泉寺のある大岩田に滞在し、小田氏治のために祈祷を行っていたと見られる。

下部の注記は尉信がえたものだが、上部の注記と花押は尉信所蔵本には存在せず、三中が嘉永五年（一八五二）三月に法泉寺で調査を行い、神龍寺文書の全久寄進状の花押と比較を行つたと思われる。「神龍寺并色川文書」の菅谷氏の位牌の下部には「又考ルニ神龍寺及岩田法泉寺文書一則此公ニシテ、菅谷左衛門入道全久是也」という注記があるが、これは法泉寺文書の調査に基づいて書いたのである。⁽⁵¹⁾

色川家は小田旧臣としての意識を持ちづけ、義久との

交流によつて旧臣としての保証を受け、旧臣意識は三中をも規定して「神龍寺井色川文書」を編纂させた。三中は尉信との交流によつて、小田氏関係史料を収集することができた。三中の持つ旧臣意識と地域史への関心がどのように関わつていたかは、今後の課題となる。

おわりに

以上、近世における小田氏関係史料収集の背景に関する述べてきた。小田氏の子孫は近世にも旧臣を称する人々に官途書や旧臣であることを認定する文書を発給していた。旧臣側では、その文書を大切に保存し、自家の由緒を示す根拠とした。この旧領主と旧臣との交流は最終的に長島尉信と朝益との対面を生み、双方で別個に行われていた史料収集活動が接触を持つことになつた。

兩者の史料収集は小田氏の子孫や旧臣・寺社・国学者・水戸藩士の活動が基盤となつていて、旧臣や寺社は小田氏に関わる中世史料や遺物を由緒の形成に利用し、大切に保存していた。国学者を輩出した神官も神社の由緒に関心を寄せ、神社所蔵の文書を調査し、地誌を作成していた。『大日本史』の編纂に従事していた彰考館でも多くの史料が集積され、市毛幹規を通じて、その史料が尉信や三中にもたらされた。旧領主・旧臣・寺社それぞれの立場における由緒の形成という動向に支えられて、尉信や三中の史料収集は実現したのである。両者の活動は特筆されるべきものだが、両者の個人的な資質のみで史料収集が行われたのではなく、本稿で述べたような事態が背景にあつたことにも注意すべきである。

近世前期には小田氏は戦国時代に引き続いだ官途書を発給していた。しかし、近世中期以降には小田氏自身が史料収集活動を行い、旧臣と称して小田氏に接触する人々が増加するなど、変化が生じてている。この相違の原因に関しては、村落社会の動向とも関連させて考えていく必要がある。没落の危機にさらされた小田氏と旧臣を称する人々が小田氏に関する由緒を共有することで、結集を指向する動きが存在していた。尉信や三中はこうした様々な動向を史料収集や地誌編纂という形で集大成したとも言えよう。地域

近世における小田氏関係史料収集の背景（盛本）

の歴史は旧領主の歴史や由緒のみで叙述されるものではないが、旧領主は近世にも旧臣や寺社に対し影響を与えた以上、それを無視して、地域史研究は成り立たなかつたのである。

注

- (1) 大友一雄「献上役と村秩序」（『徳川林政史研究所研究紀要』昭和六一年度一九八六年）、「近世の献上儀礼にみる幕藩関係と村役」（『同』一九八九年）、「近世社会における文書管理と文書認識」（『史料館研究紀要』二三一九九二年）。井上攻「増上寺村々の由緒と諸役免除闘争」（『日本史研究』三二四一九八九年）、「由緒書と村社会」（『地方史研究』二三四一九九一年）、「村社会の正当性と權威」（『湘南史学』一四一九九五年）。山本英二「浪人・由緒・偽文書・苗字帶刀」（『関東近世史研究』二八一九九〇年）、「甲斐国『浪人』の意識と行動」（『歴史学研究』六一三一九九〇年）。岩橋清美「近世後期における歴史意識の形成過程」（『関東近世史研究』三四一九九三年）、「近世村落における名主の文書管理と『旧記』の作成」（『法政史学』四六一九九四年）、「近世社会における『旧記』の成立」（『法政史学』四八一九九六年）、「地域の歴史と權力の歴史」（『幕藩制社会の地域的展開』雄山閣出版一九九六年）、「近世における地域の成立と地域史編纂」（『地方史研究』二六三一九九六年）。久留島浩・吉田伸之編『近世の社會集団 由緒と言説』（山川出版社 一九九五年）など。

(2) 常陸・下総に民間学者が輩出した原因に関しては、様々なことが考えられる。一つには水戸藩の『大日本史』、『水府志料』の編纂、それに伴う彰考館の史料収集活動の影響があると思われる。しかし、水戸藩領ではない常陸南部や下総での民間学者の輩出は、水戸藩の影響以外の要素も大きく、江戸からの文化流入といった要因も想定する必要がある。川名登氏は『河川水運の文化史』（雄山閣一九九三年）で河川水運を通じた利根川流域の文化圏を提唱し、地誌『利根川図志』を中心的に、この地域の文化活動の興隆を明らかにしていて、この点を考える上で示唆的である。

- (3) 尉信に関しては『長島尉信とその時代』（茨城県立歴史館一九九五年）が網羅的な記述を行っている。また、『筑波町史 史料集 第三篇（おたまき）』にも解説がある。鈴木常光『長島尉信』（筑波書林一九七九年）は尉信の生涯を記したもの。色川三中に関しては、中井信彦『色川三中の研究 伝記編』（塙書房一九八八年）、『色川三中の研究 学問と思想編』（塙書房一九九三年）が多角的な側面から記述を行っている。
- (4) 小森正明『安得虎子』についての一考察（『茨城県史研究』五四一九八五年）は『安得虎子』が宮本水雲編纂によることを明らかにしたものである。
- (5) 中井信彦前掲書拙稿『地域史と地誌編纂』（『龍ヶ崎市史研究』9号一九九六年）。
- (6) 近世の由緒は中世文書の学習によって作成されたものだが、由緒作成者はその文書が中世で持った意味をねじ曲げて、由緒に適合するような解釈をすることが多い。現在の研究者も由緒の内容に惑わされて、中世文書を解釈する危険性がある。

これは偽文書の見極めにとつても大切な課題で、中世文書が近世に果たした機能に関しては、中世史の側でも注意すべきである。

(7) 『筑波町史 史料集 第十篇』(筑波町史編纂委員会一九八六年)で『小田事績』が活字化され、解説が加えられている。

(8) 同右所収。

(9) 『筑波町史 史料集 第八篇』(筑波町史編纂委員会一九八四年)四七七号。

(10) 尉信所蔵のものは国立公文書館所蔵。三中所蔵のものは静嘉堂所蔵。本稿では東京大学史料編纂所所蔵のものによつた。

(11) 尉信は「小神野氏モト鹿島かぶと山ノ館主ニテハ、千五百石ヲ領スト、陣刀ノノ鍔ニ天六ト云文字アルナリ。天庵ヨリ賜ル天ノ字ト六孫王ノ六ノ字也ト、家説ナリ、今槍一本存在スト、水戸小宮山昌秀君按ニ天六ハ天文六歟、天正六ヲ云ナラント、実ニ然ラン」とも注記し、小神野氏所蔵の陣刀に刻まれてゐる文字の考証を行つてゐる。一方、三中は「善治ハ天庵ノ孫ニシテ、彦太郎守治カ子ニテ、伊織ト称ス、越前秀康卿ノ三男出雲守直政ニ仕テ、子孫彼家ニ在ル由也、宇都宮藏書ニ見ユ」と注記を加え、尉信の注記を補強してゐる。

(12) 寺嶋誠斎『土浦史備考 第三卷』所収 高岡村 林喜右衛門氏文書。

(13) 系図は注(7)書所収。官途書は注(9)書 五六五号。

(14) 注(12)所収

(15) 『茨城県史料 中世I』沼尻隆家所蔵文書 九・十号。

(16) 同右 十一号。同家文書には田中庄強清水郷に關する文書が数点含まれてゐるが、同村所在の日輪寺には諏訪大明神に

田中庄強清水郷内の水田を寄進する文書が所有されていて、兩文書の関連性が指摘されている(同書 解説)。近世の沼尻氏は同じ村にある日輪寺の文書を調査し、その内容と関連させた文書を作成して、自家の由緒を中世に遡らせようとしたのではないだろうか。

(17) 注(9)書 四八八号。西十一月吉日付、善治官途書。『安得虎子』収録。

(18) 注(9)書 五六五号。

(19) 注(15)書 法雲寺文書 十二・十七号。

(20) 『小田事績』には氏治の百五十年忌の様子に關する具体的記載はない。この時に義久は父吉治の旅日記を持参している。旅日記は單なる記録ではなく、義久にとつては旧領との繋がりを示すものと思われる。

(21) 『小田事績』には「愚力見ル所享保・寛延・宝曆ノ度、今ノ小田家ノ故人達、当國へ来ル序諸方農人耕夫共力雜説ノタヽシナキ鄙言ヲ挙ハスシテ、書載セラレシコト多ク見ユレハ」とある。

(22) 近世の小田氏では嫡流争いがあつた。氏治には庶子喜太郎友治がいて、寵愛を受け一旦は家督に定められたが、後に本妻の子守治が生まれたため廃嫡され、両者の間で争いが生じた(注(9)書 五五二号。小田友重書状案)。小田系図には友治を嫡流とするものがあり、末尾に友重の曾孫成朝が書いた覚書が記されている(注(7)書所収 新治村田土部石田栄男氏蔵本)。これによれば、成朝は延享四年(一七四七)九月に小田・藤沢城を訪れ、寛延三年(一七五〇)に小田旧臣天貞延春に氏治の一五〇回忌を弔わせたとある。この記述は『小田事績』と矛盾しているが、少なくとも近世の小田氏

近世における小田氏関係史料収集の背景（盛本）

には嫡流争いがあり、共に小田城を訪れ、旧臣の組織化を図つてていたことが判明する。

(23) 田中村山王神社の所蔵文書は『茨城県史料 中世編III』に日枝神社旧蔵文書として収録されているが、現在は所在不明である。

(24) 国立公文書館所蔵。

(25) 『筑波町史 史料集 第八篇』五六一號 田中稻葉家文書。

(26) 『寛政重修諸家譜』松平藤井氏。

(27) 『新編常陸国誌』卷五（村落）では、山王神社が小田知重の創建田中庄三十三郷の總鎮守という由緒が記されている。

(28) 『新編常陸国誌』卷五にも小田氏に関する由緒がある寺社の記載がある。①木田余の宝積寺は嘉元四年に小田宗知の開基、②真鍋の牛頭天王は元弘三年に小田治久の再建、③栗原の北斗寺には守治の女が住んでいた。

(29) この三枚の肖像画は現在は高岡法雲寺の所蔵だが、『小田事績』には藤沢村法見寺所蔵とある。尉信の隨筆集『郁子園雜記三』（国立公文書館所蔵）にも法見寺に小田氏の肖像画があつたと記述されているので、尉信が調査を行つた時期以降に、法雲寺に所蔵が移つたと思われる。

(30) 色川三中編纂の『神龍寺并色川文書』にも「冲宿村海藏寺ハもと小田氏の建所といふ。然れども今可徵書なし。中頃断たるなるへし」とあり、小田氏の由縁を裏付ける史料は存在していないかった。

(31) 『筑波町史 史料集 第十篇』所収。

(32) 『小田事績』には日輪寺文書（筑波郡金田）や君山權現別当家蔵文書（信太郡君山）の写も載せられているが、この文

書も尉信自ら調査して筆写したものと思われる。

(33) 『長島尉信藏書目録』（茨城県立歴史館編）によれば、毛幹規の蔵本を筆写した常陸関係史料には、常陸國行方郡文書（天保八年七月以市毛子啓藏書本尉信写）、佐竹本宗支族系図（天保六年七月以常陸事績考（市毛子啓纂 尉信抄写）、常陸名家烟田文書（天保八年十一月以市毛幹規本尉信写）などがある。

(34) 東京大学史料編纂所所蔵の『常陸事績考抄』を用いた。この写本は『常陸事績考』の抄本である。

(35) 東大史料編纂所所蔵の写本によつた。これには小田城や小田の絵図（着色されている）も掲載され、当時の景観を知る貴重なものとなつている。

(36) 『茨城新治信太筑波郡散在文書』には「永正十六年小田政治文書 鹿島神宮寺所蔵文書ノ中小謙仗時隣写シ示ストコロ」と注記がなされ、政治の文書が収録されている。この注記は『小田事績』と全く一致するので、この文書集を編纂したのは尉信であることが裏付けられる。

(37) 『長島尉信藏書目録』には小山田与清・鹿島則瓊序による鹿島宮中小兼仗蔵版の『鹿島志』がある。

(38) 尉信は天保十年（一八三九）に小宮山楓軒の鹿島文書の写本を筆写しているが、「小田事績執筆の時点では鹿島文書は未入手であり、時隣の送つていた文書は政治の事績を知る上で貴重なものであつた。

(39) 香取文書は神官の協力を受けて色川三中が整理を行なつたことが知られている。中井前掲書、鈴木哲雄「香取文書の概要と史料の構成」（『千葉県史研究』第四号 一九九六年）にこの点の指摘がある。

(40) 東京大学史料編纂所所蔵の写本によつた。この写本には田制に関する三中の注記が朱字で詳細に書き込まれ 収録された史料に分析を加えたことがよくわかる。

(41) 中山信名は塙保己一の弟子として和学講談所に勤め、「群書類從」『武家名目抄』などの編纂にも従事した高名な国学者で、常陸出身であるために常陸関係の史料も収集し、多くの常陸関係の著作がある。三中は信名の藏書の散逸を恐れ、黒川春村と山崎知雄の仲介により、嘉永二年（一八四九）に藏書を引き取つたことが知られている。

(42) 「常陸國行方郡諸家文書 附奥郡散在文書」は天保十五年（一八四四）二月に尉信の藏書を写したもので、自らが調査に赴くことが困難な土地の文書は尉信などから史料の貸与を受けていた。

(43) 「神龍寺并色川文書」について『土浦市立博物館紀要』第六号 一九九五年。

(44) 「色川系図」によれば、武英は佐野子村の安立伊左衛門の子であり、実家の安立家も小田旧臣としての意識を持つていたことがわかる。

(45) 東大史料編纂所蔵。明治十九年に色川氏の藏書を贍写したもの。『筑波町史 史料集 第十篇（中世編Ⅱ）』解説。

(46) 東大史料編纂所蔵。明治二十年に色川氏の藏書を贍写したもの。

(47) 注（3）『長島尉信とその時代』掲載の写真による。

(48) 「神龍寺并色川文書」には小田氏と由緒のある藤沢村法見寺・松学寺、沖宿村海藏寺に関する記述もあるが、法見寺・海藏寺は神龍寺の末寺としていて、神龍寺との関係に留意している。

(49) 『筑波町史 史料集 第八篇』三一九号の小田味方地利で

は土浦に菅谷つかみ（撰津守政貞）、戸崎に菅谷次郎さへもん（左衛門）、完倉に菅谷右馬允が在城している。菅谷氏に関しては、宮本水雲の『常陸誌料』に史料を駆使した記述がある。これに引用されている史料は色川三中所有のものが多く含まれている。

(50) 市村高男『戦国期東国の都市と権力』第二編第四章 戰国期常陸南部における地域権力と北条氏（思文閣 一九九四年）。
(51) 神龍寺の位牌の脇に手子生（つくば市）の雄山寺の菅谷氏の位牌も注記され、雄山寺の調査も行つたと思われる。雄山寺は菅谷範政が開き、葬られた寺である（『寛政重修諸家譜』菅谷氏）。

(52) 法泉寺文書の調査は嘉永五年（一八五二）三月なので、「神龍寺并色川文書」の注記はこれ以降に書かれたものである。神龍寺并色川文書の注記はこれ以降に書かれたものである。中井前掲書卷末の色川三中年譜は、三中の日記に基づき、同

年三月一八日に法泉寺文書の調査を行つたとする。

（龍ヶ崎市史編纂調査員）